

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月16日

【計算期間】 第23特定期間（自 平成21年12月19日 至 平成22年6月18日）

【ファンド名】 LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）
LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

【発行者名】 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 廣久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 藤田 剛志

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 03-5219-5700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）及びLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）（以下、総称して「LM・ユーロ・アルファ」または「当ファンド」ということがあります。また、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）を「ポートフォリオA」、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）を「ポートフォリオB」と各々を称することがあります。）は、欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、信託約款の定めにより各ファンドにつき5,000億円となっております。ただし、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、野村信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。当ファンドは、契約型の投資信託です。格付は取得していません。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》 ポートフォリオA（為替ヘッジなし）、ポートフォリオB（為替ヘッジあり）共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		海外
	内外	その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「内外」とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》 ポートフォリオA (為替ヘッジなし)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
	年2回	日本		
北米				
債券 一般	年4回	欧州		
		アジア		
公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
		中南米		
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ		
その他資産	日々	中近東 (中東)		
	その他	エマージング		

《属性区分表》 ポートフォリオB (為替ヘッジあり)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
北米				
債券 一般	年4回	欧州		
		アジア		
公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
		中南米		
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ		
その他資産	日々	中近東 (中東)		
	その他	エマージング		

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記のとおりです。

投資対象資産	債券/一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債その他債券属性にあてはまらないものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「（日本を含む）」は日本の資産も含まれることを示します。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
	為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のインターネットのホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

a. ポートフォリオAの特色

（イ）欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、原則としてBBB/Baa格相当以上の格付を有するものとし、純資産総額の10%を上限として、BBB/Baa格相当の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。

（ロ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ハ）「シティグループEMU国債インデックス（3～5年）円ベース」をベンチマークとして、信託財産の成長を目指します。

（ニ）長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

b. ポートフォリオBの特色

（イ）欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、原則としてBBB/Baa格相当以上の格付を有するものとし、純資産総額の10%を上限として、BBB/Baa格相当の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。

（ロ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

（ハ）「シティグループEMU国債インデックス（3～5年）円ヘッジベース」をベンチマークとして、信託財産の成長を目指します。

（ニ）長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

(2)【ファンドの沿革】

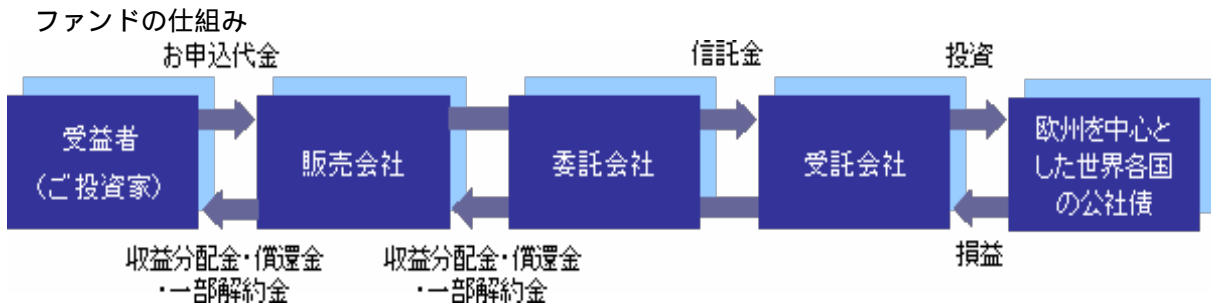
平成11年2月19日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成18年1月1日 当ファンドの名称変更

（「ソロモン・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」から「LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」に、「ソロモン・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）」から「LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）」に変更）

平成18年6月30日 当ファンドの投資顧問会社の変更

（「レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

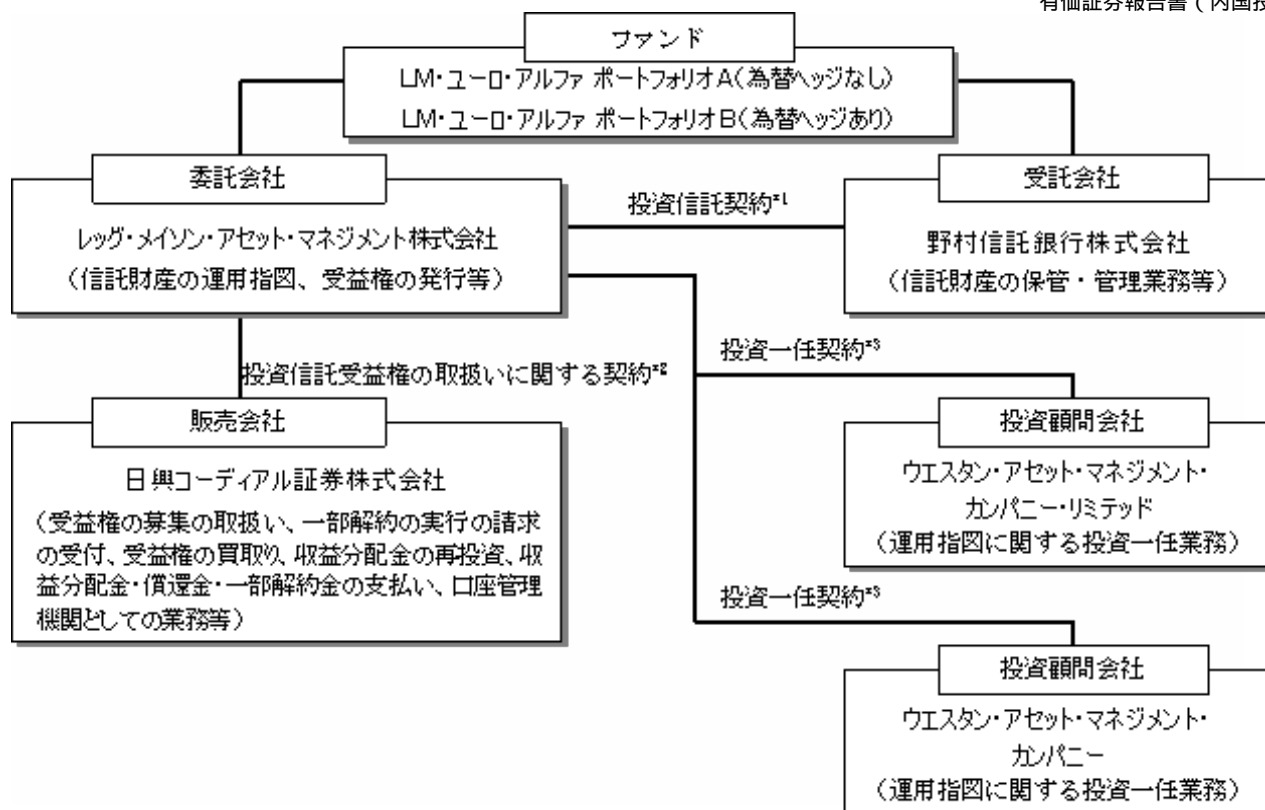
- レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）
- 野村信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）
- 「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（以下、総称してまたは各々を「投資顧問会社」ということがあります。）
- 日興コーディアル証券株式会社（以下「販売会社」ということがあります。）

〔 販売会社とは、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。 〕

委託会社の概況（平成22年9月16日現在）

- 資本金の額
1,000百万円
- 沿革
平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立
平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日 投資顧問業登録
平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併
「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年9月30日 金融商品取引業登録
- 大株主の状況
名称 レグ・メイソン・インク
住所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
インターナショナル・ドライブ100
所有株式数 78,270株
持株比率 100%

ファンドの関係法人と契約の概要



*1 「投資信託契約」

当ファンドを成立させるにあたり、「投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」ということがあります。）」の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要内容は、運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理及び運用指図に関する事項等です。

当契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

*2 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」

委託会社が販売会社に当ファンドに係る業務を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、受益権の募集の取扱い、受益権の買取り、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務に関する事務等、広告・宣伝に係る取決め、紛争処理責任、法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに双方とも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

*3 「投資一任契約書」

委託会社が投資顧問会社に当ファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、投資の基本方針の遵守、秘密保持、必要経費の負担、投資顧問報酬、法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

2 【投資方針】

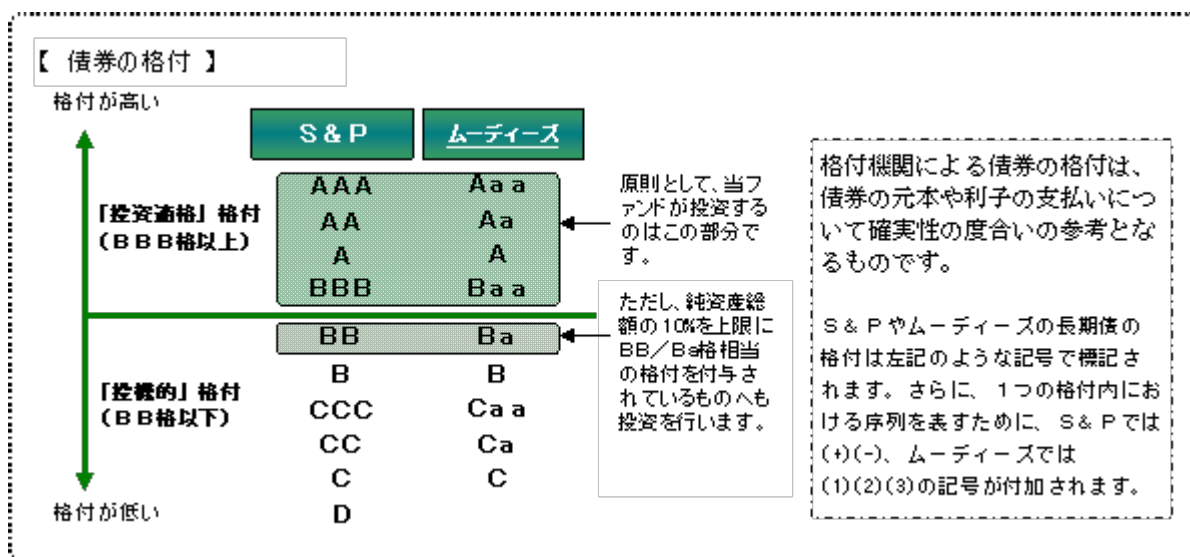
(1) 【投資方針】

1

欧州を中心とした世界の公社債に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資を行う公社債は、主として国債、政府機関債、地方債、社債等とします。

組入債券は、原則として、B B B / B a a格相当以上の格付を付与されているものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を上限にB B / B a格相当の格付を付与されているものへも投資を行います。また、格付を取得していない債券については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。



シティグループEMU国債インデックス（3～5年）をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）のベンチマークは・・・

「シティグループEMU国債 インデックス（3～5年）円ベース」

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）のベンチマークは・・・

「シティグループEMU国債 インデックス（3～5年）円ヘッジベース」

シティグループEMU国債インデックス（3～5年）

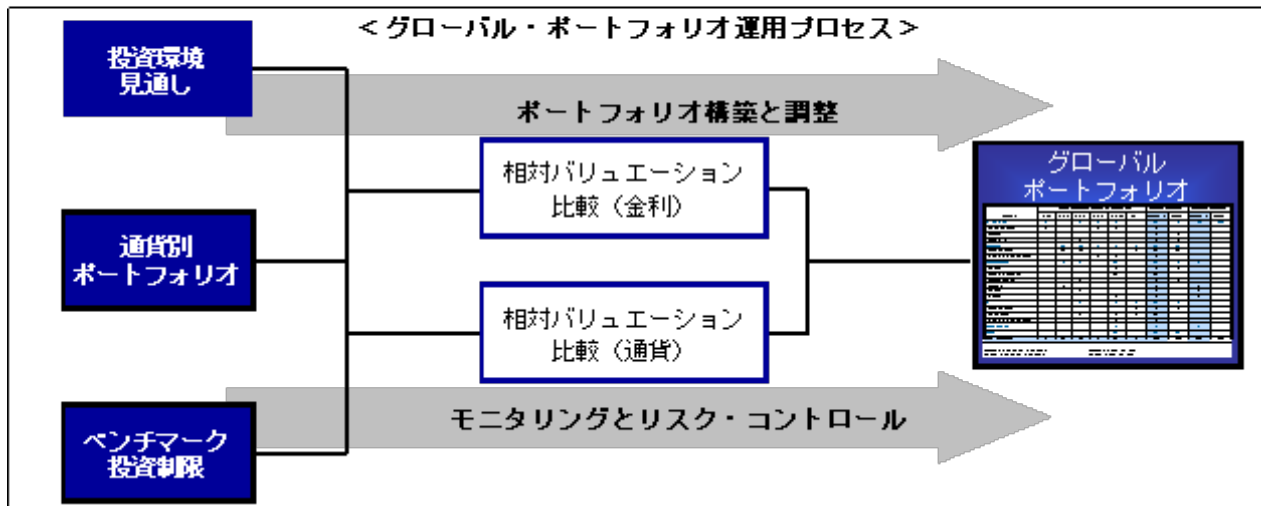
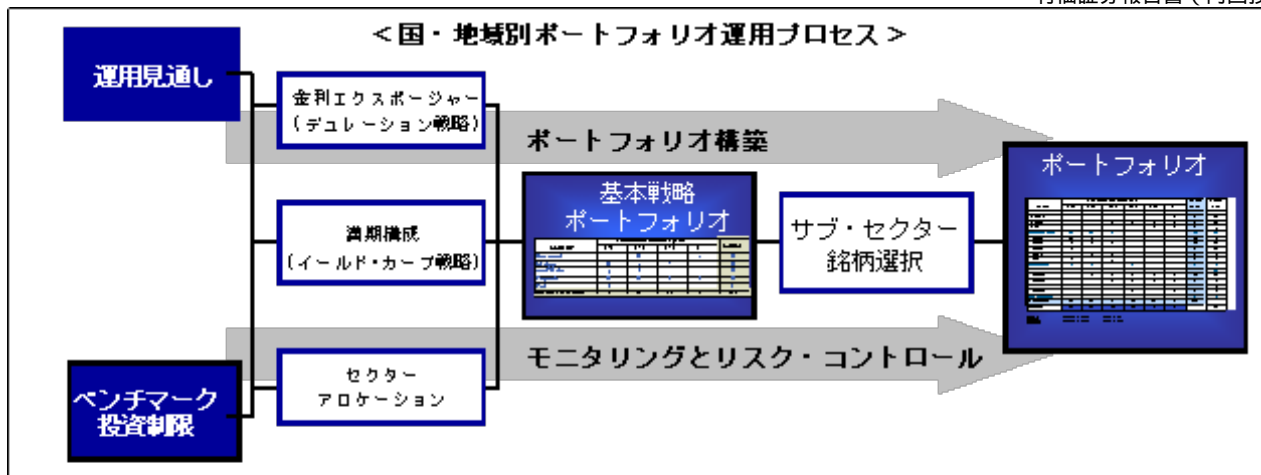
シティグループEMU国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、EMU（経済通貨同盟）加盟国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

インデックスのリターンは、残存年数3年から5年の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

<シティグループEMU国債インデックスの構成国は下記の10カ国です。>

アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、スペイン、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル
(平成22年7月末現在)

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。

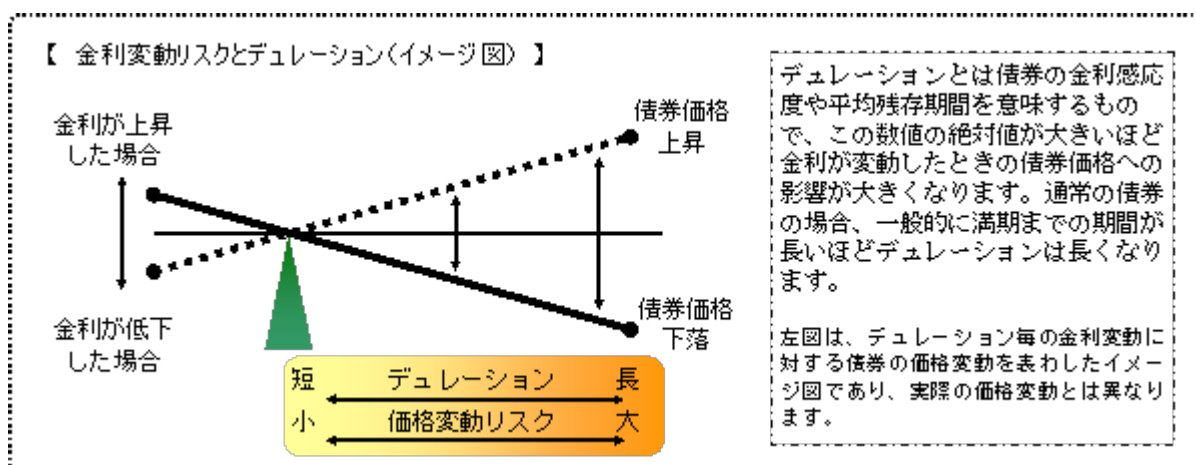


(注) 運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

2

債券先物取引等を活用し、ある市場の金利変動や複数の市場間の金利差の変動等を捉えて、キャピタルゲインの獲得を目指します。

デュレーション・コントロールを行い、金利変動リスクの抑制を図ります。当ファンドのデュレーション・コントロールはベンチマークに対して概ね - 3年から + 3年までの範囲で行います。



3

ポートフォリオAにおいては、原則として為替ヘッジを行いません。ポートフォリオBにおいては、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。*また別途、独立した為替戦略により、為替予約取引等を活用して、超過収益の獲得を目指します。

為替予約取引等を活用して、ファンド資産を複数の通貨へ分散投資します。

一通貨への投資割合を純資産総額に対して±40%以内に制限しています。

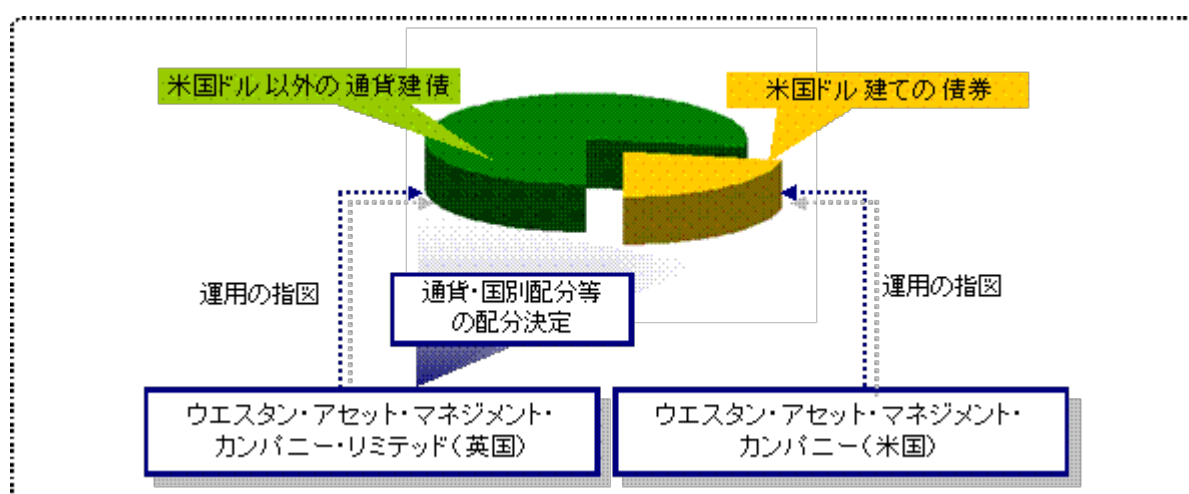
多通貨に分散することで単一通貨の動向のみに左右されない安定した運用を目指します。

- * 外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行います。別途独立した為替戦略をとるため、完全に為替リスクを回避するものではありません。

4

当ファンドの運用は、レッジ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに委託します。



(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第15条）

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(6)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

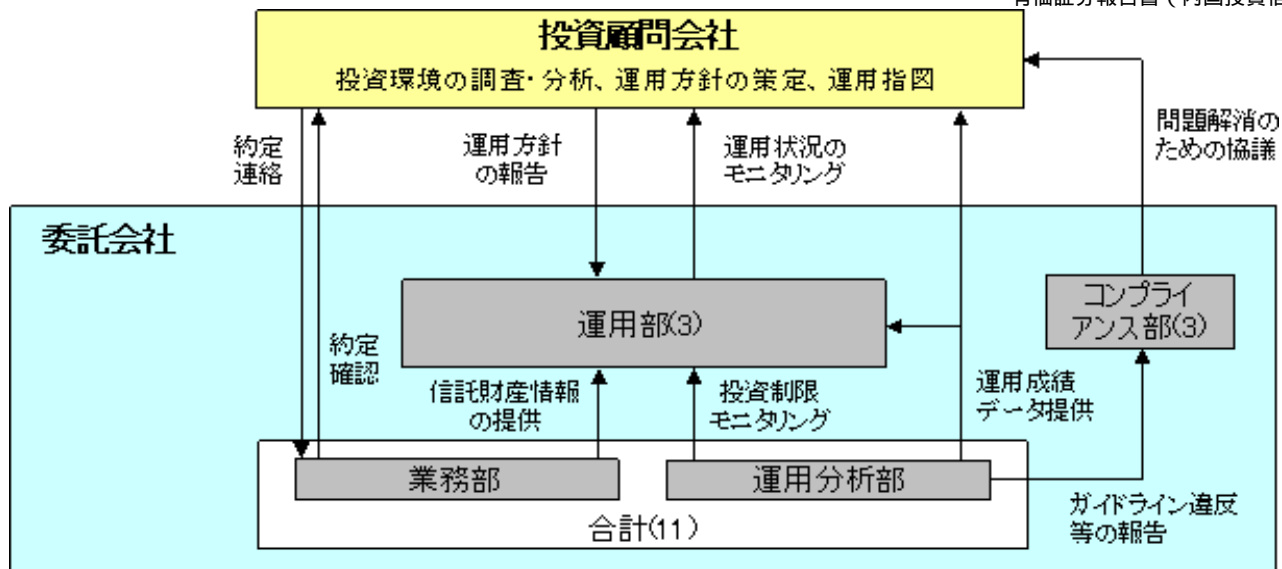
委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第16条第1項）

1. 転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から7.までの証券または証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で上記14.の有価証券の性質を有するもの
なお、上記1.の証券または証書、8.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券並びに8.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第16条第2項）

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」が行います。

当ファンドの運用体制



(注) ()は平成22年7月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、当ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

当ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、投資顧問会社2社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。
（注）ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社への当ファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(4)【分配方針】

3カ月に1回（毎年3、6、9、12月の各18日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 留保金の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資契約」に基づいて再投資されます。なお、別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」、第16条第3項及び第19条）

- 株式への投資は転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、株式及び投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第18条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」及び第23条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資については特に制限を設けません。

先物取引等の運用指図（約款第20条）

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債について下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第33条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- (イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- (ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- (ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図（約款第25条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

受託会社による資金の立替え（約款第35条）

a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1) 慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。当ファンドは、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。これにより一定水準の収益分配金の支払いを保障するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制**投資顧問会社におけるリスク管理体制**

- a. ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。
- b. 運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社がリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

（注）リスク管理体制等は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額（1万口当たり）です。手数料率の上限は、1.05%（税抜1.00%）となっております。

* 申込手数料の詳細は販売会社にお問合せください。

* スイッチング時には、スイッチング申込受付日の翌営業日の取得ファンドの基準価額にスイッチング手数料率を乗じた額及び当該手数料に係る消費税等相当額がかかります。スイッチング手数料の上限は、0.21%（税抜0.20%）となっております。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の136.50（税抜130）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、信託財産の純資産総額に応じ、下記の通りとします。

純資産総額	内訳		
	委託会社	販売会社	受託会社

500億円以下の部分	0.5775% (税抜0.55%)	0.7350% (税抜0.70%)	0.0525% (税抜0.05%)
500億円超～1,000億円以下の部分	0.5250% (税抜0.50%)	0.7875% (税抜0.75%)	
1,000億円超～2,000億円以下の部分	0.4200% (税抜0.40%)	0.8925% (税抜0.85%)	
2,000億円超の部分	0.3675% (税抜0.35%)	0.9450% (税抜0.90%)	

投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

- 当ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 外貨建資産の保管等に要する費用
- 借入金の利息
- 信託財産に関する租税
- 受託会社の立替えた立替金の利息
- 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

上記のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、発生のつど、あるいは毎計算期間末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

上記のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額を、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

a.からf.までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。取扱いの内容は、今後、税制改正等により変更となる場合がありますのでご留意ください。詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

個人の受益者に対する課税

- 収益分配時、一部解約時、償還時及び買取請求時

収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
-------	---

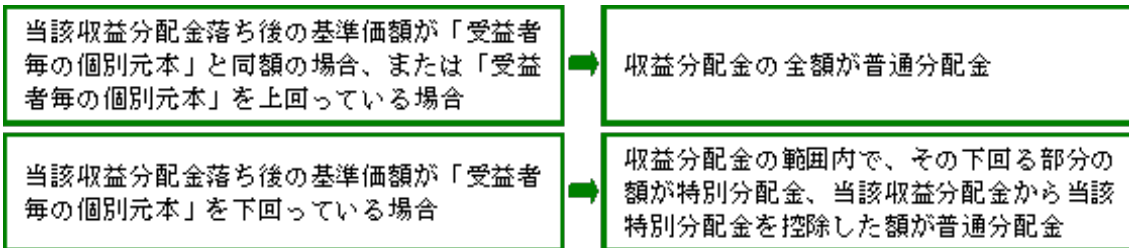
一部解約時 償還時 買取請求時	<ul style="list-style-type: none"> 一部解約、償還または買取請求による譲渡益（解約価額、償還価額または買取価額から取得費（お申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額）が上場株式等の譲渡所得等として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。
-----------------------	---

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{* 2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（お申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 損益通算及び繰越控除

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の条件の下で、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から控除することができ、また、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、繰越控除の対象とすることができます。

c. 配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成24年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

平成22年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	131,572,663	22.09
	ドイツ	115,782,679	19.43
	フランス	4,944,168	0.83
	イギリス	38,969,892	6.54
	オランダ	30,522,116	5.12
	ノルウェー	22,176,535	3.72
	ギリシャ	12,921,577	2.17
	ポーランド	60,088,913	10.09
	小計	416,978,543	69.99
社債券	アメリカ	49,113,938	8.25
	ドイツ	5,377,000	0.90
	フランス	5,695,386	0.96
	オーストラリア	4,014,740	0.67
	イギリス	39,957,783	6.71
	オランダ	17,645,068	2.96
	スペイン	6,977,047	1.17
	ベルギー	6,913,256	1.16
	アイルランド	5,804,028	0.97
	チャネル諸島	7,836,524	1.32
	小計	149,334,770	25.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		29,454,811	4.94
合計(純資産総額)		595,768,124	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建/売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 5YR 1009	CBOT	売建	41,399,250	6.95
	US 10YR 1009	CBOT	売建	192,100,106	32.24
	US 30YR 1009	CBOT	買建	11,000,062	1.85
	EB 5YR 1009	EUX	買建	121,970,736	20.47
	EB 10YR 1009	EUX	買建	14,496,392	2.43
	UK 10YR 1009	LIFFE	売建	16,320,650	2.74
債券オプション	RXQO C 1008	EUX	売建	4,528	0.00
	RXQO P 1008	EUX	買建	18,112	0.00

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

平成22年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	163,395,358	10.77
	ドイツ	277,894,891	18.33
	フランス	183,265,897	12.08
	イギリス	138,358,404	9.12
	オランダ	72,711,427	4.79
	ノルウェー	42,197,018	2.78
	ギリシャ	34,334,309	2.26
	ポーランド	132,696,351	8.75
	小計	1,044,853,655	68.88
社債券	日本	8,910,419	0.59
	アメリカ	111,670,334	7.36
	ドイツ	5,377,000	0.35
	イタリア	18,292,117	1.21
	フランス	6,596,601	0.43
	オーストラリア	13,861,284	0.91
	イギリス	75,280,806	4.97
	オランダ	30,955,585	2.04
	スペイン	12,406,064	0.82

	ベルギー	11,823,306	0.78
	アイルランド	10,157,050	0.67
	ケイマン諸島	17,538,626	1.16
	チャンネル諸島	8,871,537	0.58
	小計	331,740,729	21.87
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	140,384,412	9.25
	合計(純資産総額)	1,516,978,796	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建/売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 2YR 1009	CBOT	買建	94,909,406	6.26
	US 5YR 1009	CBOT	売建	196,646,437	12.96
	US 10YR 1009	CBOT	売建	160,083,421	10.55
	US 30YR 1009	CBOT	買建	110,000,625	7.25
	EB 10YR 1009	EUX	買建	72,481,960	4.78
	UK 10YR 1009	LIFFE	売建	32,641,301	2.15
債券オプション	RXQO C 1008	EUX	売建	10,188	0.00
	RXQO P 1008	EUX	買建	40,752	0.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオA (為替ヘッジなし)

a. 上位30銘柄

平成22年7月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	497,000.00	12,414.87 61,701,905	12,282.53 61,044,221	4.500000	2013/1/4	10.25
2	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	2,160,000.00	2,785.39 60,164,551	2,781.89 60,088,913	5.750000	2022/9/23	10.09
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	470,000.00	8,813.59 41,423,904	8,980.22 42,207,049	3.375000	2019/11/15	7.08
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY	270,000.00	14,495.86 39,138,825	14,433.29 38,969,892	5.000000	2012/3/7	6.54
5	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	250,000.00	12,313.78 30,784,457	12,208.84 30,522,116	5.000000	2012/7/15	5.12
6	ノルウェー	国債証券	NORWAY GOVT	1,440,000.00	1,542.65 22,214,186	1,540.03 22,176,535	4.250000	2017/5/19	3.72
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	220,000.00	9,734.78 21,416,525	9,900.05 21,780,123	4.500000	2015/11/15	3.66
8	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	180,000.00	11,932.86 21,479,156	11,868.90 21,364,032	3.250000	2020/1/4	3.59
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	180,000.00	11,437.62 20,587,727	11,560.90 20,809,625	6.250000	2030/5/15	3.49
10	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	151,000.00	12,485.16 18,852,603	12,338.80 18,631,588	3.750000	2015/1/4	3.13
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	180,000.00	9,412.36 16,942,263	9,389.33 16,900,809	4.875000	2012/6/30	2.84
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	150,000.00	9,217.29 13,825,940	9,287.73 13,931,606	4.500000	2039/8/15	2.34
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	130,000.00	9,077.76 11,801,089	9,255.22 12,031,792	3.250000	2016/5/31	2.02
14	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REPUBLIC INFL I	170,000.00	5,512.84 10,010,531	5,660.33 10,310,687	2.300000	2030/7/25	1.73
15	アメリカ	社債券	MERRILL LYNCH	100,000.00	9,002.37 9,002,373	9,434.72 9,434,720	7.750000	2038/5/14	1.58
16	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	70,000.00	12,399.06 8,679,347	13,242.43 9,269,701	7.375000	2019/9/4	1.56
17	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	70,000.00	12,870.84 9,009,588	12,740.32 8,918,224	4.250000	2017/7/4	1.50
18	チャンネル諸島	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	53,000.00	14,075.35 7,459,940	14,785.89 7,836,524	8.208000	2049/6/30	1.32
19	オランダ	社債券	STANDARD LIFE FUNDING	55,000.00	12,353.83 6,794,609	12,952.03 7,123,620	6.140000	2049/6/29	1.20
20	スペイン	社債券	TELEFONICA EMISIONES SAU	50,000.00	13,794.25 6,897,129	13,954.09 6,977,047	5.375000	2018/2/2	1.17
21	ベルギー	社債券	FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	12,467.14 6,856,930	12,569.55 6,913,256	5.757000	2017/10/4	1.16

22	イギリス	社債券	LLOYDS TSB BANK	59,000.00	10,564.64 6,233,142	11,484.27 6,775,721	6.500000	2020/3/24	1.14
23	イギリス	社債券	STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	12,310.46 6,155,233	12,375.01 6,187,506	5.875000	2017/9/26	1.04
24	イギリス	社債券	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	11,005.21 5,502,606	11,747.25 5,873,625	6.934000	2018/4/9	0.99
25	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	50,000.00	11,786.71 5,893,356	11,721.32 5,860,663	4.250000	2011/10/27	0.98
26	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	47,000.00	12,520.93 5,884,841	12,392.79 5,824,614	3.750000	2017/1/4	0.98
27	アイルランド	社債券	GE CAPITAL UK FUNDING	40,000.00	14,525.36 5,810,146	14,510.07 5,804,028	5.875000	2012/11/1	0.97
28	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	11,032.47 5,516,236	11,589.20 5,794,600	5.125000	2019/10/23	0.97
29	イギリス	社債券	BARCLAYS BK PLC FRN	50,000.00	10,762.79 5,381,395	11,540.50 5,770,254	6.368800	2049/12/31	0.97
30	フランス	社債券	GROUPE BPCE	50,000.00	10,488.68 5,244,340	11,390.77 5,695,386	9.000000	2049/3/29	0.96

(注1) 変動利付債券は平成22年7月末現在の利率です。

(注2) 平成22年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成22年7月末現在

種類	投資比率(%)
国債証券	69.99
社債券	25.07
合計	95.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ B (為替ヘッジあり)

a. 上位30銘柄

平成22年7月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	1,107,000.00	12,485.16 138,210,805	12,338.80 136,590,516	3.750000	2015/1/4	9.00
2	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	4,770,000.00	2,785.39 132,863,385	2,781.89 132,696,351	5.750000	2022/9/23	8.75
3	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,030,000.00	11,831.77 121,867,305	11,855.20 122,108,658	3.000000	2015/10/25	8.05
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY	840,000.00	14,495.86 121,765,235	14,433.29 121,239,667	5.000000	2012/3/7	7.99
5	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	653,000.00	12,603.57 82,301,343	12,458.33 81,352,954	4.250000	2014/1/4	5.36
6	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	590,000.00	12,410.56 73,222,355	12,323.97 72,711,427	4.250000	2013/7/15	4.79
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	740,000.00	8,724.18 64,558,987	8,740.44 64,679,283	1.000000	2011/12/31	4.26
8	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	510,000.00	11,886.33 60,620,331	11,991.61 61,157,239	3.750000	2021/4/25	4.03
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	550,000.00	8,813.59 48,474,782	8,980.22 49,391,228	3.375000	2019/11/15	3.26
10	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	370,000.00	11,932.86 44,151,599	11,868.90 43,914,955	3.250000	2020/1/4	2.89
11	ノルウェー	国債証券	NORWAY GOVT	2,740,000.00	1,542.65 42,268,659	1,540.03 42,197,018	4.250000	2017/5/19	2.78
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	350,000.00	11,437.62 40,031,692	11,560.90 40,463,160	6.250000	2030/5/15	2.67
13	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REPUBLIC INFL I	480,000.00	5,512.84 28,265,039	5,660.33 29,112,529	2.300000	2030/7/25	1.92
14	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	130,000.00	12,420.30 16,146,395	12,335.74 16,036,466	3.750000	2019/1/4	1.06
15	イギリス	国債証券	UK TREASURY	101,000.00	15,162.27 15,313,898	15,166.15 15,317,820	5.000000	2014/9/7	1.01
16	オランダ	社債券	STANDARD LIFE FUNDING	95,000.00	12,353.83 11,736,143	12,952.03 12,304,436	6.140000	2049/6/29	0.81
17	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	90,000.00	12,399.06 11,159,160	13,242.43 11,918,187	7.375000	2019/9/4	0.79
18	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	100,000.00	11,786.71 11,786,712	11,721.32 11,721,327	4.250000	2011/10/27	0.77
19	イギリス	社債券	BARCLAYS BK PLC FRN	100,000.00	10,762.79 10,762,791	11,540.50 11,540,509	6.368800	2049/12/31	0.76

20	アメリカ	社債券	UNICREDITO ITAL CAP FRN	100,000.00	9,932.19 9,932,196	10,534.32 10,534,324	5.396000	2049/10/29	0.69
21	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLND	90,000.00	11,080.24 9,972,218	11,451.26 10,306,140	4.875000	2017/1/20	0.68
22	アイルランド	社債券	GE CAPITAL UK FUNDING	70,000.00	14,525.36 10,167,755	14,510.07 10,157,050	5.875000	2012/11/1	0.67
23	オランダ	社債券	ELM BV (SWISS REIN) FRN	100,000.00	8,999.40 8,999,400	10,074.80 10,074,800	5.252000	2049/5/25	0.66
24	アメリカ	社債券	MERRILL LYNCH	100,000.00	9,002.37 9,002,373	9,434.72 9,434,720	7.750000	2038/5/14	0.62
25	日本	社債券	SUMITOMO MITSUI BANKING	100,000.00	8,658.46 8,658,468	8,910.41 8,910,419	3.150000	2015/7/22	0.59
26	チャネル諸島	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	60,000.00	14,075.36 8,445,216	14,785.89 8,871,537	8.208000	2049/6/30	0.58
27	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	70,000.00	12,145.55 8,501,889	12,197.10 8,537,975	5.250000	2014/5/27	0.56
28	アメリカ	社債券	DEUTSCHE POSTBANK IV FRN	100,000.00	7,177.58 7,177,581	8,244.49 8,244,491	5.983000	2049/6/29	0.54
29	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	63,000.00	12,142.71 7,649,909	12,618.03 7,949,365	6.375000	2018/5/2	0.52
30	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING	100,000.00	7,731.46 7,731,462	7,839.17 7,839,174	7.250000	2020/2/11	0.52

(注1) 変動利付債券は平成22年7月末現在の利率です。

(注2) 平成22年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成22年7月末現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	68.88
社債券	21.87
合計	90.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ A (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ B (為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ A (為替ヘッジなし)

平成22年7月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 1009	売建	4	ドル	469,250.00	477,500.00	41,399,250	6.95
	アメリカ	CBOT	US 10YR 1009	売建	18	ドル	2,197,963.80	2,215,687.50	192,100,106	32.24
	アメリカ	CBOT	US 30YR 1009	買建	1	ドル	127,253.75	126,875.00	11,000,062	1.85
	ドイツ	EUX	EB 5YR 1009	買建	9	ユーロ	1,084,410.00	1,077,480.00	121,970,736	20.47
	ドイツ	EUX	EB 10YR 1009	買建	1	ユーロ	128,072.30	128,060.00	14,496,392	2.43
債券オプション	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1009	売建	1	ポンド	119,530.00	120,590.00	16,320,650	2.74
	ドイツ	EUX	RXQO C 1008	売建	4	ユーロ	1,040.00	40.00	4,528	0.00
	ドイツ	EUX	RXQO P 1008	買建	4	ユーロ	2,680.00	160.00	18,112	0.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成22年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ B (為替ヘッジあり)

平成22年7月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 2YR 1009	買建	5	ドル	1,091,953.15	1,094,687.50	94,909,406	6.26
	アメリカ	CBOT	US 5YR 1009	売建	19	ドル	2,228,937.50	2,268,125.00	196,646,437	12.96
	アメリカ	CBOT	US 10YR 1009	売建	15	ドル	1,839,943.75	1,846,406.25	160,083,421	10.55
	アメリカ	CBOT	US 30YR 1009	買建	10	ドル	1,272,537.50	1,268,750.00	110,000,625	7.25
	ドイツ	EUX	EB 10YR 1009	買建	5	ユーロ	640,946.90	640,300.00	72,481,960	4.78
債券オプション	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1009	売建	2	ポンド	239,060.00	241,180.00	32,641,301	2.15
	ドイツ	EUX	RXQO C 1008	売建	9	ユーロ	2,340.00	90.00	10,188	0.00
	ドイツ	EUX	RXQO P 1008	買建	9	ユーロ	6,030.00	360.00	40,752	0.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成22年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ A（為替ヘッジなし）

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間（平成11年6月18日）	17,394,820,943	17,527,756,118	9,160	9,230
第2特定期間（平成11年12月20日）	8,484,524,329	8,608,982,976	7,213	7,293
第3特定期間（平成12年6月19日）	6,691,469,556	6,691,469,556	7,002	7,002
第4特定期間（平成12年12月18日）	5,447,226,362	5,447,226,362	6,615	6,615
第5特定期間（平成13年6月18日）	4,717,185,545	4,717,185,545	7,388	7,388
第6特定期間（平成13年12月18日）	4,985,247,092	4,985,247,092	8,344	8,344
第7特定期間（平成14年6月18日）	4,801,276,733	4,895,376,490	8,348	8,508
第8特定期間（平成14年12月18日）	3,826,359,324	3,903,380,224	8,945	9,105
第9特定期間（平成15年6月18日）	2,586,803,665	2,635,403,048	10,375	10,535
第10特定期間（平成15年12月18日）	2,075,245,144	2,109,621,762	9,801	9,961
第11特定期間（平成16年6月18日）	1,849,901,312	1,880,812,544	9,688	9,848
第12特定期間（平成16年12月20日）	1,796,952,605	1,825,570,915	10,287	10,447
第13特定期間（平成17年6月20日）	1,579,637,763	1,605,875,991	9,884	10,044
第14特定期間（平成17年12月19日）	1,389,956,065	1,412,420,318	10,183	10,343
第15特定期間（平成18年6月19日）	1,289,310,930	1,309,924,636	10,330	10,490
第16特定期間（平成18年12月18日）	1,300,892,494	1,320,117,868	10,986	11,146
第17特定期間（平成19年6月18日）	1,248,111,780	1,265,880,208	11,308	11,468
第18特定期間（平成19年12月18日）	1,146,895,802	1,163,652,969	11,184	11,344
第19特定期間（平成20年6月18日）	1,100,550,196	1,116,681,095	10,948	11,108
第20特定期間（平成20年12月18日）	765,788,814	780,955,655	8,263	8,423
第21特定期間（平成21年6月18日）	767,998,939	782,075,125	8,784	8,944
第22特定期間（平成21年12月18日）	730,883,387	744,279,075	8,904	9,064
第23特定期間（平成22年6月18日）	613,737,515	626,237,806	7,940	8,100
平成21年7月末	791,073,910	-	9,148	-
8月末	782,311,598	-	9,118	-
9月末	782,311,811	-	9,114	-
10月末	788,221,767	-	9,399	-
11月末	749,112,985	-	9,076	-
12月末	753,756,840	-	9,149	-
平成22年1月末	707,942,802	-	8,756	-
2月末	681,527,273	-	8,528	-
3月末	706,135,420	-	8,893	-
4月末	689,157,416	-	8,809	-
5月末	620,888,326	-	8,027	-
6月末	589,070,387	-	7,593	-
7月末	595,768,124	-	8,050	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万円当たりの純資産額です。

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオ B（為替ヘッジあり）

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間（平成11年6月18日）	23,434,421,758	23,505,411,980	9,903	9,933
第2特定期間（平成11年12月20日）	21,078,674,229	21,224,694,976	9,258	9,318
第3特定期間（平成12年6月19日）	17,165,606,151	17,284,619,285	8,965	9,025
第4特定期間（平成12年12月18日）	14,849,277,440	14,955,386,466	8,652	8,712
第5特定期間（平成13年6月18日）	14,656,015,080	14,756,440,312	8,795	8,855
第6特定期間（平成13年12月18日）	12,621,135,180	12,709,670,078	8,916	8,976

第7特定期間 (平成14年6月18日)	6,400,127,696	6,450,857,585	8,736	8,796
第8特定期間 (平成14年12月18日)	6,025,610,414	6,067,445,281	8,771	8,831
第9特定期間 (平成15年6月18日)	5,501,045,403	5,538,910,831	9,055	9,115
第10特定期間 (平成15年12月18日)	5,126,897,360	5,161,631,916	8,913	8,973
第11特定期間 (平成16年6月18日)	4,784,251,410	4,817,672,066	8,892	8,952
第12特定期間 (平成16年12月20日)	4,426,698,409	4,457,583,235	8,941	9,001
第13特定期間 (平成17年6月20日)	3,501,082,397	3,525,849,716	8,926	8,986
第14特定期間 (平成17年12月19日)	3,096,011,867	3,117,659,229	8,763	8,823
第15特定期間 (平成18年6月19日)	2,594,786,877	2,613,917,314	8,452	8,512
第16特定期間 (平成18年12月18日)	2,503,753,522	2,521,752,173	8,420	8,480
第17特定期間 (平成19年6月18日)	2,315,948,362	2,333,445,124	8,017	8,077
第18特定期間 (平成19年12月18日)	2,226,461,216	2,243,246,741	7,965	8,025
第19特定期間 (平成20年6月18日)	1,915,063,755	1,930,415,102	7,494	7,554
第20特定期間 (平成20年12月18日)	1,586,927,553	1,600,401,346	7,331	7,391
第21特定期間 (平成21年6月18日)	1,574,808,615	1,587,620,346	7,398	7,458
第22特定期間 (平成21年12月18日)	1,628,145,916	1,640,544,773	7,905	7,965
第23特定期間 (平成22年6月18日)	1,512,789,574	1,524,074,970	8,079	8,139
平成21年7月末	1,613,185,617	-	7,665	-
8月末	1,610,104,455	-	7,742	-
9月末	1,622,930,917	-	7,808	-
10月末	1,616,834,284	-	7,820	-
11月末	1,626,019,460	-	7,885	-
12月末	1,624,918,633	-	7,875	-
平成22年1月末	1,634,341,751	-	7,947	-
2月末	1,640,869,657	-	7,992	-
3月末	1,532,918,517	-	8,111	-
4月末	1,515,942,897	-	8,060	-
5月末	1,529,447,605	-	8,144	-
6月末	1,509,817,858	-	8,064	-
7月末	1,516,978,796	-	8,122	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオA (為替ヘッジなし)

期間	分配金(円)
第1特定期間 (自平成11年2月19日至平成11年6月18日)	70
第2特定期間 (自平成11年6月19日至平成11年12月20日)	80
第3特定期間 (自平成11年12月21日至平成12年6月19日)	0
第4特定期間 (自平成12年6月20日至平成12年12月18日)	0
第5特定期間 (自平成12年12月19日至平成13年6月18日)	0
第6特定期間 (自平成13年6月19日至平成13年12月18日)	0
第7特定期間 (自平成13年12月19日至平成14年6月18日)	160
第8特定期間 (自平成14年6月19日至平成14年12月18日)	160
第9特定期間 (自平成14年12月19日至平成15年6月18日)	160
第10特定期間 (自平成15年6月19日至平成15年12月18日)	160
第11特定期間 (自平成15年12月19日至平成16年6月18日)	160
第12特定期間 (自平成16年6月19日至平成16年12月20日)	160
第13特定期間 (自平成16年12月21日至平成17年6月20日)	160
第14特定期間 (自平成17年6月21日至平成17年12月19日)	160
第15特定期間 (自平成17年12月20日至平成18年6月19日)	160
第16特定期間 (自平成18年6月20日至平成18年12月18日)	160
第17特定期間 (自平成18年12月19日至平成19年6月18日)	160
第18特定期間 (自平成19年6月19日至平成19年12月18日)	160
第19特定期間 (自平成19年12月19日至平成20年6月18日)	160
第20特定期間 (自平成20年6月19日至平成20年12月18日)	160
第21特定期間 (自平成20年12月19日至平成21年6月18日)	160
第22特定期間 (自平成21年6月19日至平成21年12月18日)	160
第23特定期間 (自平成21年12月19日至平成22年6月18日)	160

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間	分配金（円）
第1特定期間（自平成11年2月19日至平成11年6月18日）	30
第2特定期間（自平成11年6月19日至平成11年12月20日）	60
第3特定期間（自平成11年12月21日至平成12年6月19日）	60
第4特定期間（自平成12年6月20日至平成12年12月18日）	60
第5特定期間（自平成12年12月19日至平成13年6月18日）	60
第6特定期間（自平成13年6月19日至平成13年12月18日）	60
第7特定期間（自平成13年12月19日至平成14年6月18日）	60
第8特定期間（自平成14年6月19日至平成14年12月18日）	60
第9特定期間（自平成14年12月19日至平成15年6月18日）	60
第10特定期間（自平成15年6月19日至平成15年12月18日）	60
第11特定期間（自平成15年12月19日至平成16年6月18日）	60
第12特定期間（自平成16年6月19日至平成16年12月20日）	60
第13特定期間（自平成16年12月21日至平成17年6月20日）	60
第14特定期間（自平成17年6月21日至平成17年12月19日）	60
第15特定期間（自平成17年12月20日至平成18年6月19日）	60
第16特定期間（自平成18年6月20日至平成18年12月18日）	60
第17特定期間（自平成18年12月19日至平成19年6月18日）	60
第18特定期間（自平成19年6月19日至平成19年12月18日）	60
第19特定期間（自平成19年12月19日至平成20年6月18日）	60
第20特定期間（自平成20年6月19日至平成20年12月18日）	60
第21特定期間（自平成20年12月19日至平成21年6月18日）	60
第22特定期間（自平成21年6月19日至平成21年12月18日）	60
第23特定期間（自平成21年12月19日至平成22年6月18日）	60

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

【収益率の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

期間	収益率（%）
第1特定期間（自平成11年2月19日至平成11年6月18日）	7.70
第2特定期間（自平成11年6月19日至平成11年12月20日）	20.38
第3特定期間（自平成11年12月21日至平成12年6月19日）	2.93
第4特定期間（自平成12年6月20日至平成12年12月18日）	5.53
第5特定期間（自平成12年12月19日至平成13年6月18日）	11.69
第6特定期間（自平成13年6月19日至平成13年12月18日）	12.94
第7特定期間（自平成13年12月19日至平成14年6月18日）	1.97
第8特定期間（自平成14年6月19日至平成14年12月18日）	9.07
第9特定期間（自平成14年12月19日至平成15年6月18日）	17.78
第10特定期間（自平成15年6月19日至平成15年12月18日）	3.99
第11特定期間（自平成15年12月19日至平成16年6月18日）	0.48
第12特定期間（自平成16年6月19日至平成16年12月20日）	7.83
第13特定期間（自平成16年12月21日至平成17年6月20日）	2.36
第14特定期間（自平成17年6月21日至平成17年12月19日）	4.64
第15特定期間（自平成17年12月20日至平成18年6月19日）	3.01
第16特定期間（自平成18年6月20日至平成18年12月18日）	7.90
第17特定期間（自平成18年12月19日至平成19年6月18日）	4.39
第18特定期間（自平成19年6月19日至平成19年12月18日）	0.32
第19特定期間（自平成19年12月19日至平成20年6月18日）	0.68
第20特定期間（自平成20年6月19日至平成20年12月18日）	23.06
第21特定期間（自平成20年12月19日至平成21年6月18日）	8.24
第22特定期間（自平成21年6月19日至平成21年12月18日）	3.19
第23特定期間（自平成21年12月19日至平成22年6月18日）	9.03

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間	収益率（％）
第1特定期間（自平成11年2月19日至平成11年6月18日）	0.67
第2特定期間（自平成11年6月19日至平成11年12月20日）	5.91
第3特定期間（自平成11年12月21日至平成12年6月19日）	2.52
第4特定期間（自平成12年6月20日至平成12年12月18日）	2.82
第5特定期間（自平成12年12月19日至平成13年6月18日）	2.35
第6特定期間（自平成13年6月19日至平成13年12月18日）	2.06
第7特定期間（自平成13年12月19日至平成14年6月18日）	1.35
第8特定期間（自平成14年6月19日至平成14年12月18日）	1.09
第9特定期間（自平成14年12月19日至平成15年6月18日）	3.92
第10特定期間（自平成15年6月19日至平成15年12月18日）	0.91
第11特定期間（自平成15年12月19日至平成16年6月18日）	0.44
第12特定期間（自平成16年6月19日至平成16年12月20日）	1.23
第13特定期間（自平成16年12月21日至平成17年6月20日）	0.50
第14特定期間（自平成17年6月21日至平成17年12月19日）	1.15
第15特定期間（自平成17年12月20日至平成18年6月19日）	2.86
第16特定期間（自平成18年6月20日至平成18年12月18日）	0.33
第17特定期間（自平成18年12月19日至平成19年6月18日）	4.07
第18特定期間（自平成19年6月19日至平成19年12月18日）	0.10
第19特定期間（自平成19年12月19日至平成20年6月18日）	5.16
第20特定期間（自平成20年6月19日至平成20年12月18日）	1.37
第21特定期間（自平成20年12月19日至平成21年6月18日）	1.73
第22特定期間（自平成21年6月19日至平成21年12月18日）	7.66
第23特定期間（自平成21年12月19日至平成22年6月18日）	2.96

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額、）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	18,990,739,341	0
第2特定期間	417,830,270	7,645,112,915
第3特定期間	557,706,605	2,764,455,431
第4特定期間	430,379,886	1,752,615,727
第5特定期間	214,547,336	2,063,753,094
第6特定期間	90,119,794	500,970,924
第7特定期間	322,593,496	545,520,274
第8特定期間	133,708,804	1,607,317,896
第9特定期間	136,001,200	1,920,477,708
第10特定期間	58,172,536	434,217,119
第11特定期間	28,476,031	236,299,050
第12特定期間	25,622,723	188,395,140
第13特定期間	27,113,620	175,625,065
第14特定期間	28,712,159	261,997,701
第15特定期間	24,023,108	140,868,299
第16特定期間	21,397,413	85,355,162
第17特定期間	24,433,554	104,851,482
第18特定期間	16,028,569	94,284,088
第19特定期間	13,125,347	33,384,942
第20特定期間	15,162,655	93,617,849
第21特定期間	17,751,175	70,180,118
第22特定期間	14,042,674	67,529,464
第23特定期間	14,918,532	62,837,830

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
----	---------	---------

第1特定期間	23,663,407,377	0
第2特定期間	5,559,251,421	6,453,740,516
第3特定期間	104,436,525	3,725,481,384
第4特定期間	70,209,798	2,054,909,247
第5特定期間	111,118,977	611,146,807
第6特定期間	70,025,998	2,577,673,086
第7特定期間	46,487,581	6,876,025,069
第8特定期間	45,803,959	502,171,612
第9特定期間	56,066,369	850,179,411
第10特定期間	47,874,611	370,956,545
第11特定期間	141,884,006	513,820,913
第12特定期間	29,225,016	458,449,755
第13特定期間	26,523,172	1,055,426,505
第14特定期間	22,278,489	411,697,014
第15特定期間	18,705,096	481,576,984
第16特定期間	17,432,274	113,941,128
第17特定期間	17,651,348	102,295,285
第18特定期間	18,185,299	111,660,998
第19特定期間	16,320,482	256,129,617
第20特定期間	15,062,874	406,031,674
第21特定期間	13,227,090	49,241,833
第22特定期間	12,091,857	81,006,908
第23特定期間	10,528,725	197,696,471

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 下記の販売会社の本・支店、営業所等においてお申込み及び払込みを取扱います。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（注）販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2) 取得申込の受付は、継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込は受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

（注）委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

なお、受益権の取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込を受付けたものとして、下記(7)の規定に準じて計算された価額とします。

（注）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 当ファンドは、収益分配を行ったとき、税金を差引いた後に無手数料で再投資する自動けいぞく投資コース専用

ファンドです。

- (4)当ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込を行います。また、受益権の取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結していただきます。この契約に基づき、収益分配金は、税引後、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。投資家は、販売会社が定めた金額以上でお客様が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）
- 販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を受取ることが可能となる場合があります。
- ^{*} 販売会社は、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- (5)お申込単位は、新規でお申込みいただく場合は、50万円以上1円単位です。受益権をすでに保有する受益者が追加でお申込みいただく場合は、1万円以上1円単位です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合に限り、1口単位で取得することができます。
- (6)上記(5)にかかわらず、「ポートフォリオA」と「ポートフォリオB」の間でスイッチングを行う際の申込単位は、1万円以上1円単位です。ただし、保有する受益権をすべて一部解約請求または買取請求した場合の手取代金をもってスイッチングを行う場合には、1円以上1円単位で取得することができます。ただし、スイッチングの受付日が、ロンドンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であってもスイッチングのお申込みは受けられません。
- (7)お申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受け付けます。
- (2)一部解約請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。
- ^{*1} ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受け付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- ^{*2} 原則として、午後3時まで一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。
- (注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとなります。
- (3)一部解約請求の単位は、1口単位です。
- (4)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5)一部解約に手数料はかかりません。
- (6)一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

(7) 買取請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、買取請求は受け付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに買取請求が行われ、かつ当該買取請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの買取請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注) 販売会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取りを中止すること及びすでに受付けた買取りの請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、下記(9)に準じて計算された価額とします。

(8) 買取請求の単位は、1口単位です。

(9) 買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。（当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。）詳細については、販売会社にお問合せください。

(10) 買取請求に手数料はかかりません。

(11) 買取代金は、買取請求の受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

- a. 国債証券・特殊債券・社債券 法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
 - b. 先物取引・オプション取引 法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
 - c. 外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
 - d. 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- （注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：「ユーロA」「ユーロB」）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年6月及び12月の計算期間末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年6月及び12月の計算期間末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限です。ただし、下記(5)の a.及びb.、 a.、 a.並びに b.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月19日から6月18日まで、6月19日から9月18日まで、9月19日から12月18日まで、12月19日から翌年3月18日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受

託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が受託者を辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、後記の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

反対者の買取請求権

上記に規定する信託契約の解約または上記に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記のd.または上記のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けず。

4【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを無手数料で行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替

口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、当ファンドの償還日(償還日が休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金(解約及び買取り)請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。また、受益者は、販売会社に、1口単位をもって買取りを請求する権利を有します。
- b. 一部解約金及び買取代金は、換金請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金及び買取代金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成21年12月19日から平成22年6月18日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成21年12月19日から平成22年6月18日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）及び当特定期間（平成21年12月19日から平成22年6月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・ユーロ・アルファポートフォリオA（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年12月18日現在)	当期 (平成22年6月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	19,231,133	8,738,481
金銭信託	766,451	808,512
コール・ローン	90,832,849	20,771,032
国債証券	444,052,344	428,630,113
社債券	152,473,530	143,561,730
コール・オプション(買)	1,171,679	-
プット・オプション(買)	-	301,366
派生商品評価勘定	9,353,472	17,760,011
未収入金	-	278,877
未収利息	10,655,970	11,139,962
前払費用	2,510,192	2,113,183
差入委託証拠金	25,028,615	13,272,520
流動資産合計	756,076,235	647,375,787
資産合計	756,076,235	647,375,787
負債の部		
流動負債		
コール・オプション(売)	-	116,948
プット・オプション(売)	468,667	-
派生商品評価勘定	14,405,950	23,652,981
未払金	-	265,382
未払収益分配金	6,566,870	6,183,516
未払解約金	1,019,207	1,041,632
未払受託者報酬	101,367	88,198
未払委託者報酬	2,534,030	2,204,974
その他未払費用	96,757	84,641
流動負債合計	25,192,848	33,638,272
負債合計	25,192,848	33,638,272
純資産の部		
元本等		
元本	820,858,848	772,939,550
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	89,975,461	159,202,035
(分配準備積立金)	141,249,753	127,704,673
純資産合計	730,883,387	613,737,515
負債純資産合計	756,076,235	647,375,787

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自平成21年6月19日 至平成21年12月18日)	当期 (自平成21年12月19日 至平成22年6月18日)
営業収益		
受取利息	17,175,181	14,720,526
有価証券売買等損益	33,832,962	4,410,424
派生商品取引等損益	11,106,119	473,978
為替差損益	31,225,303	77,407,346
その他収益	241,116	221,018
営業収益合計	31,130,075	57,581,400
営業費用		
受託者報酬	205,300	181,564
委託者報酬	5,132,351	4,539,071
その他費用	335,359	396,899
営業費用合計	5,673,010	5,117,534
営業利益又は営業損失()	25,457,065	62,698,934
経常利益又は経常損失()	25,457,065	62,698,934
当期純利益又は当期純損失()	25,457,065	62,698,934
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	728,087	704,969
期首剰余金又は期首欠損金()	106,346,699	89,975,461
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,435,675	7,137,466
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,435,675	7,137,466
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,397,727	1,869,784
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,397,727	1,869,784
分配金	13,395,688	12,500,291
期末剰余金又は期末欠損金()	89,975,461	159,202,035

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成21年12月18日現在)	当期 (平成22年6月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	820,858,848口	772,939,550口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、89,975,461円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、159,202,035円であります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.8904円	0.7940円
(一万口当たり純資産額)	(8,904円)	(7,940円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自平成21年6月19日 至平成21年12月18日)	当期 (自平成21年12月19日 至平成22年6月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	(平成21年6月19日から 平成21年9月18日までの 計算期間)	(平成21年12月19日から 平成22年3月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	8,378,216円	4,886,987円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	35,074,318円	34,739,731円
分配準備積立金額	147,694,082円	134,687,249円
当ファンドの分配対象収益額	191,146,616円	174,313,967円
当ファンドの期末残存口数	853,602,300口	789,596,893口
1万口当たり収益分配対象額	2,239.27円	2,207.61円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	6,828,818円	6,316,775円
	(平成21年9月19日から 平成21年12月18日までの 計算期間)	(平成22年3月19日から 平成22年6月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	5,448,941円	4,713,877円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	34,882,242円	35,285,474円
分配準備積立金額	142,367,682円	129,174,312円
当ファンドの分配対象収益額	182,698,865円	169,173,663円
当ファンドの期末残存口数	820,858,848口	772,939,550口
1万口当たり収益分配対象額	2,225.68円	2,188.70円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	6,566,870円	6,183,516円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引、債券先物オプション取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引、債券先物オプション取引は金利変動リスク、為替予約取引は為替変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	-	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	-	国債証券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定、プット・オプション（買）、コール・オプション（売） デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
期首元本額	874,345,638円	820,858,848円
期中追加設定元本額	14,042,674円	14,918,532円
期中解約元本額	67,529,464円	62,837,830円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成21年12月18日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	444,052,344	1,143,427
社債券	152,473,530	5,248,570
合計	596,525,874	6,391,997

売買目的有価証券

種類	当期 (平成22年6月18日現在)	
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	1,101,545	
社債券	6,540,200	
合計	5,438,655	

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	前期 (自平成21年6月19日 至平成21年12月18日)	当期 (自平成21年12月19日 至平成22年6月18日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引であります。	-
2. 取引に対する取組方針	独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。	-
3. 取引の利用目的	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。	-
4. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	-
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	-
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	-

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期（平成21年12月18日現在）				当期（平成22年6月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	債券先物取引 売建	321,184,336	-	321,683,757	499,421	206,656,886	-	207,120,161	463,275
	買建	134,785,010	-	135,007,445	222,435	150,424,365	-	150,810,068	385,703
	債券先物オプ ション取引 売建	-	-	-	-	58,923,800 (277,841)	-	116,948	160,893
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	245,313,960 (595,073)	-	468,667	126,406	-	-	-	-
	買建	256,026,360 (838,834)	-	1,171,679	332,845	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	57,349,500 (266,417)	-	301,366	34,949
合計		957,309,666	-	458,331,548	182,265	473,354,551	-	358,348,543	118,270

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期（平成21年12月18日現在）				当期（平成22年6月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建								
	米ドル	75,185,595	-	74,303,017	882,578	215,741,088	-	210,606,775	5,134,313
	カナダドル	5,700,800	-	5,777,346	76,546	6,207,670	-	6,171,900	35,770
	ユーロ	51,120,140	-	49,499,377	1,620,763	37,157,585	-	36,062,979	1,094,606
	英ポンド	188,562,353	-	185,060,481	3,501,872	91,017,815	-	87,229,190	3,788,625
	ノルウェークローネ	41,387,874	-	40,603,131	784,743	27,621,552	-	25,812,835	1,808,717
	ポーランドズロチ	32,786,820	-	32,240,296	546,524	44,526,714	-	43,265,059	1,261,655
	オーストラリアドル	17,989,840	-	17,292,000	697,840	42,392,128	-	39,679,406	2,712,722
	買建								
	米ドル	41,379,375	-	41,493,862	114,487	26,292,150	-	25,650,031	642,119
	カナダドル	14,986,793	-	14,788,611	198,182	26,224,882	-	26,265,226	40,344
	ユーロ	361,537,513	-	350,234,334	11,303,179	383,482,532	-	363,549,604	19,932,928
	英ポンド	92,517,800	-	92,332,800	185,000	12,740,650	-	12,917,855	177,205
	ノルウェークローネ	25,717,490	-	24,862,400	855,090	16,806,711	-	16,498,343	308,368
	オーストラリアドル	16,356,508	-	16,050,206	306,302	38,493,140	-	37,507,200	985,940
合計		965,228,901	-	944,537,861	4,775,492	968,704,617	-	931,216,403	5,815,398

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
米ドル	国債証券	US TREASURY BOND	180,000.00	237,459.37			
		US TREASURY BOND	150,000.00	159,468.75			
		US TREASURY NOTE	180,000.00	195,412.50			
		US TREASURY NOTE	220,000.00	247,018.75			
		US TREASURY NOTE	130,000.00	136,114.06			
		US TREASURY NOTE	470,000.00	477,784.37			
		US TREASURY NOTE	50,000.00	44,781.25			
		計		1,380,000.00	1,498,039.05		
		(邦貨換算額)			(136,126,808)		
	社債券	BP CAPITAL MARKETS PLC	2,000.00	1,736.07			
		CITIGROUP INC	20,000.00	18,442.98			
		ING GROEP NV FRN	54,000.00	45,083.52			
		KRAFT FOODS INC	10,000.00	10,506.14			
		MERRILL LYNCH	100,000.00	103,833.60			
		RIO TINTO FIN USA LTD	40,000.00	44,665.32			
		SLM CORP	50,000.00	44,822.90			
		UNITED PARCEL	20,000.00	21,492.32			
		WACHOVIA CAP TRUST FRN	20,000.00	15,500.00		*	
		WELLS FARGO CO	40,000.00	40,543.52			
		計	356,000.00	346,626.37			
		(邦貨換算額)			(31,497,938)		
				1,844,665.42			
				(167,624,746)			
米ドル計 (邦貨換算額)							
ユーロ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	497,000.00	545,069.84			
		BUNDES REPUBLIC DE	151,000.00	166,542.43			
		BUNDES REPUBLIC DE	47,000.00	51,986.23			
		BUNDES REPUBLIC DE	70,000.00	79,590.00			
		BUNDES REPUBLIC DE	70,000.00	76,809.60			
		BUNDES REPUBLIC DE	180,000.00	189,745.20			
		FRANCE O.A.T.	40,000.00	43,771.20			
		HELLENIC REPUBLIC	40,000.00	20,608.00			
		HELLENIC REPUBLIC INFL I	170,000.00	88,432.26			
		NETHERLANDS GOVT	250,000.00	271,947.50			
			計	1,515,000.00	1,534,502.26		
			(邦貨換算額)			(172,554,779)	
		社債券	AVIVA PLC FRN	30,000.00	29,250.00		
	BARCLAYS BANK PLC		50,000.00	52,061.45			
	CITIGROUP INC		70,000.00	76,672.68			
	DEUTSCHE POSTBANK IV FRN		50,000.00	31,703.10			
	ELM BV (SWISS REIN) FRN		50,000.00	39,750.00			
	FORTIS BANK SA/NV		55,000.00	60,573.59			
	GOLDMAN SACHS GROUP		50,000.00	48,730.00			
	GOLDMAN SACHS GROUP		17,000.00	14,581.49			
	GROUPE BPCE		50,000.00	46,328.10			
	ING GROEP NV FRN		19,000.00	13,585.00			
	LLOYDS TSB BANK		59,000.00	55,063.10			
	MUNICH RE FRN		50,000.00	44,000.00			
	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC		50,000.00	48,609.60			
	STANDARD CHARTERED BANK		50,000.00	54,374.85			
			計	650,000.00	615,282.96		
			(邦貨換算額)			(69,188,568)	
	ユーロ計				2,149,785.22		

(邦貨換算額)				(241,743,347)
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	270,000.00	289,188.90
	計		270,000.00	289,188.90
(邦貨換算額)				(38,919,042)
社債券	BARCLAYS BK PLC FRN		50,000.00	39,762.05
	DIGNITY FINANCE PLC		20,417.72	22,872.74
	GE CAPITAL UK FUNDING		40,000.00	42,930.00
	HSBC CAPITAL FDG FRN		53,000.00	55,120.00
	ROYAL&SUN ALLIANCE FRN		20,000.00	20,041.62
	STANDARD LIFE FUNDING		55,000.00	50,204.00
	TELEFONICA EMISIONES SAU		50,000.00	50,961.50
	UNICREDITO ITAL CAP FRN		50,000.00	36,693.50
	計		338,417.72	318,585.41
(邦貨換算額)				(42,875,224)
英ポンド計				607,774.31
(邦貨換算額)				(81,794,266)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOVT	1,440,000.00	1,563,278.40
	計		1,440,000.00	1,563,278.40
(邦貨換算額)				(22,292,349)
ノルウェークローネ計				1,563,278.40
(邦貨換算額)				(22,292,349)
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT	2,160,000.00	2,130,472.80
	計		2,160,000.00	2,130,472.80
(邦貨換算額)				(58,737,135)
ポーランドズロチ計				2,130,472.80
(邦貨換算額)				(58,737,135)
合計				572,191,843
(外貨建証券の邦貨換算額)				(572,191,843)

(注) 備考欄の*の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 7銘柄	81.2%	29.3%
	社債券 10銘柄	18.8%	
ユーロ	国債証券 10銘柄	71.4%	42.2%
	社債券 14銘柄	28.6%	
英ポンド	国債証券 1銘柄	47.6%	14.3%
	社債券 8銘柄	52.4%	
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	3.9%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.0%	10.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

【LM・ユーロ・アルファポートフォリオB（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年12月18日現在)	当期 (平成22年6月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	35,720,881	10,952,787
コール・ローン	62,493,476	11,228,968
国債証券	1,189,982,321	1,057,836,952
社債券	310,208,578	311,943,844
コール・オプション(買)	2,538,638	-
プット・オプション(買)	-	678,073
派生商品評価勘定	49,239,280	88,794,826
未収入金	65,213,307	627,474
未収利息	21,687,957	23,621,826
前払費用	6,076,791	5,021,792
差入委託証拠金	28,874,135	26,349,389
流動資産合計	1,772,035,364	1,537,055,931
資産合計		
	1,772,035,364	1,537,055,931
負債の部		
流動負債		
コール・オプション(売)	-	263,133
プット・オプション(売)	1,015,446	-
派生商品評価勘定	8,022,348	12,340,510
未払金	122,947,108	597,110
未払収益分配金	6,179,121	5,617,618
未払受託者報酬	212,465	202,097
未払委託者報酬	5,311,633	5,052,331
その他未払費用	201,327	193,558
流動負債合計	143,889,448	24,266,357
負債合計		
	143,889,448	24,266,357
純資産の部		
元本等		
元本	2,059,707,328	1,872,539,582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	431,561,412	359,750,008
(分配準備積立金)	368,430,388	344,749,799
純資産合計	1,628,145,916	1,512,789,574
負債純資産合計	1,772,035,364	1,537,055,931

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自平成21年6月19日 至平成21年12月18日)	当期 (自平成21年12月19日 至平成22年6月18日)
営業収益		
受取利息	34,807,826	31,005,029
有価証券売買等損益	71,322,771	4,507,934
派生商品取引等損益	23,394,843	1,045,190
為替差損益	2,158,737	22,675,497
その他収益	3,245,899	513,740
営業収益合計	130,612,602	57,657,010
営業費用		
受託者報酬	425,241	411,940
委託者報酬	10,631,059	10,298,384
その他費用	651,723	751,965
営業費用合計	11,708,023	11,462,289
営業利益	118,904,579	46,194,721
経常利益	118,904,579	46,194,721
当期純利益	118,904,579	46,194,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,696,715	2,018,234
期首剰余金又は期首欠損金()	553,813,764	431,561,412
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,381,072	41,040,058
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,381,072	41,040,058
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,937,727	2,119,745
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,937,727	2,119,745
分配金	12,398,857	11,285,396
期末剰余金又は期末欠損金()	431,561,412	359,750,008

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
1. 有価証券の 評価基準 及び評価 方法	国債証券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日まで は個別法）に基づき、法令及び社団法人投資 信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・社債券 同左
2. デリバ ティブ等 の評価基 準及び評 価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国におけ る特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値 によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3. その他財 務諸表作 成のため の基本と なる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算 規則」（平成12年総理府令第133号）第60条 に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもつ て記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、 当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨 基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨 建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合 相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相 場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対す る円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨 建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨 基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする 計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成21年12月18日現在)	当期 (平成22年6月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	2,059,707,328口	1,872,539,582口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は、431,561,412円であり ます。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は、359,750,008円であり ます。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの 純資産の額		
一口当たり純資産額	0.7905円	0.8079円
(一万口当たり純資産額)	(7,905円)	(8,079円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自平成21年6月19日 至平成21年12月18日)	当期 (自平成21年12月19日 至平成22年6月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	(平成21年6月19日から 平成21年9月18日までの 計算期間)	(平成21年12月19日から 平成22年3月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	19,723,916円	13,303,870円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	31,935,215円	30,948,507円
分配準備積立金額	350,229,453円	337,018,394円
当ファンドの分配対象収益額	401,888,584円	381,270,771円
当ファンドの期末残存口数	2,073,245,517口	1,889,259,370口
1万口当たり収益分配対象額	1,938.44円	2,018.08円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	6,219,736円	5,667,778円
	(平成21年9月19日から 平成21年12月18日までの 計算期間)	(平成22年3月19日から 平成22年6月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	14,258,009円	9,645,124円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	32,733,741円	31,556,661円
分配準備積立金額	360,351,500円	340,722,293円
当ファンドの分配対象収益額	407,343,250円	381,924,078円
当ファンドの期末残存口数	2,059,707,328口	1,872,539,582口
1万口当たり収益分配対象額	1,977.66円	2,039.59円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	6,179,121円	5,617,618円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引、債券先物オプション取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引、債券先物オプション取引は金利変動リスク、為替予約取引は為替変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	-	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
1. 貸借対照表 計上額、時 価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定 方法	-	国債証券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） に記載しております。 派生商品評価勘定、プット・オプション （買）、コール・オプション（売） デリバティブ取引については、（その他の注 記）の3 デリバティブ取引関係に記載してあ ります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳 簿価額は時価と近似していることから、当該 帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日)	当期 (自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日)
期首元本額	2,128,622,379円	2,059,707,328円
期中追加設定元本額	12,091,857円	10,528,725円
期中解約元本額	81,006,908円	197,696,471円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成21年12月18日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	1,189,982,321	2,403,965
社債券	310,208,578	8,228,106
合計	1,500,190,899	10,632,071

売買目的有価証券

種類	当期 (平成22年6月18日現在)	
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	1,209,524	
社債券	12,492,708	
合計	13,702,232	

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	前期 (自平成21年6月19日 至平成21年12月18日)	当期 (自平成21年12月19日 至平成22年6月18日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引であります。	-
2. 取引に対する取組方針	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。また別途、独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。	-
3. 取引の利用目的	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。	-
4. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	-
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	-
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	-

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期（平成21年12月18日現在）				当期（平成22年6月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	債券先物取引 売建	592,984,319	-	592,941,545	42,774	391,769,086	-	392,672,415	903,329
	買建	405,642,495	-	406,787,380	1,144,885	182,776,489	-	182,700,988	75,501
	債券先物オプ ション取引 売建	-	-	-	-	132,578,550 (625,143)	-	263,133	362,010
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	531,513,580 (1,289,326)	-	1,015,446	273,880	-	-	-	-
	買建	554,723,780 (1,817,009)	-	2,538,638	721,629	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	-	-	-	-	129,036,375 (599,437)	-	678,073	78,636
合計		2,084,864,174	-	1,003,283,009	2,183,168	836,160,500	-	576,314,609	538,184

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期（平成21年12月18日現在）				当期（平成22年6月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建								
	米ドル	352,884,760	-	349,261,405	3,623,355	288,205,581	-	282,543,504	5,662,077
	カナダドル	9,976,400	-	10,110,355	133,955	15,075,770	-	14,988,900	86,870
	ユーロ	1,056,932,681	-	1,024,740,472	32,192,209	1,083,263,695	-	1,025,908,783	57,354,912
	英ポンド	324,786,732	-	319,125,446	5,661,286	228,360,952	-	218,855,406	9,505,546
	ノルウェークローネ	81,987,035	-	80,432,501	1,554,534	53,934,341	-	50,402,609	3,531,732
	デンマーククローネ	2,659,500	-	2,578,500	81,000	2,399,460	-	2,266,500	132,960
	ポーランドズロチ	65,619,074	-	64,581,255	1,037,819	99,464,745	-	96,905,655	2,559,090
	オーストラリアドル	37,615,120	-	36,156,000	1,459,120	101,593,441	-	95,125,760	6,467,681
	買建								
	米ドル	203,075,660	-	202,432,820	642,840	67,301,540	-	65,776,439	1,525,101
	カナダドル	32,954,906	-	32,534,945	419,961	59,315,027	-	59,558,704	243,677
	ユーロ	70,857,600	-	69,103,800	1,753,800	112,572,746	-	108,418,825	4,153,921
	英ポンド	49,751,330	-	49,502,382	248,948	29,955,430	-	30,384,898	429,468
	ノルウェークローネ	53,278,610	-	51,544,000	1,734,610	38,949,090	-	38,283,200	665,890
	オーストラリアドル	34,492,982	-	33,847,046	645,936	89,409,259	-	87,213,304	2,195,955
	合計		2,376,872,390	-	2,325,950,927	40,029,273	2,269,801,077	-	2,176,632,487

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY BOND	350,000.00	461,726.56		
		US TREASURY NOTE	740,000.00	744,625.00		
		US TREASURY NOTE	50,000.00	56,140.62		
		US TREASURY NOTE	550,000.00	559,109.37		
		US TREASURY NOTE	50,000.00	44,781.25		
		計		1,740,000.00	1,866,382.80	
		(邦貨換算額)			(169,598,205)	
	社債券	BP CAPITAL MARKETS PLC	14,000.00	12,152.54		
		CITIGROUP INC	80,000.00	73,305.20		
		CITIGROUP INC	80,000.00	73,771.92		
		COUNTRYWIDE FINANCIAL	80,000.00	82,601.04		
		ING GROEP NV FRN	20,000.00	16,697.60		
		KRAFT FOODS INC	30,000.00	31,518.42		
		MERRILL LYNCH	100,000.00	103,833.60		
		RIO TINTO FIN USA LTD	60,000.00	66,997.98		
		SLM CORP	100,000.00	89,645.80		
		SOCIETE GENERALE	10,000.00	9,654.50		
		UNITED PARCEL	40,000.00	42,984.64		
		WACHOVIA CAP TRUST FRN	100,000.00	77,500.00	*	
		WELLS FARGO CO	40,000.00	40,543.52		
			計	754,000.00	721,206.76	
			(邦貨換算額)			(65,536,058)
					2,587,589.56	
				(235,134,263)		
米ドル計 (邦貨換算額)						
ユーロ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	653,000.00	727,043.67		
		BUNDES REPUBLIC DE	1,107,000.00	1,220,943.51		
		BUNDES REPUBLIC DE	230,000.00	252,374.40		
		BUNDES REPUBLIC DE	370,000.00	390,031.80		
		FRANCE O.A.T.	1,030,000.00	1,076,566.30		
		FRANCE O.A.T.	510,000.00	535,515.30		
		HELLENIC REPUBLIC	80,000.00	41,216.00		
		HELLENIC REPUBLIC INFL I	480,000.00	249,691.16		
		NETHERLANDS GOVT	590,000.00	646,840.60		
		計	5,050,000.00	5,140,222.74		
		(邦貨換算額)			(578,018,047)	
	社債券	AVIVA PLC FRN	60,000.00	58,500.00		
		BANK OF AMERICA FRN	50,000.00	45,295.15		
		BARCLAYS BANK PLC	100,000.00	104,122.90		
		BARCLAYS BANK PLC	70,000.00	75,105.03		
		CITIGROUP INC	90,000.00	98,579.16		
		DEUTSCHE POSTBANK IV FRN	100,000.00	63,406.20		
		ELM BV (SWISS REIN) FRN	100,000.00	79,500.00		
		FORTIS BANK NV-SA FRN	50,000.00	38,625.00		
		FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	60,573.59		
		GOLDMAN SACHS GROUP	63,000.00	67,578.71		
		GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	48,730.00		
		GOLDMAN SACHS GROUP	60,000.00	51,464.10		
GROUPE BPCE		50,000.00	46,328.10			
INTESA SANPAOLO		50,000.00	51,461.20			
INTESA SANPAOLO	50,000.00	51,717.60				
KPN NV	50,000.00	62,775.00				
MAPFRE SA	50,000.00	42,155.10				
MUFG CAPITAL FIN 4 LTD	50,000.00	42,500.00				

		MUFG CAPITAL FINANCE 2	50,000.00	42,000.00	*
		MUNICH RE FRN	50,000.00	44,000.00	
		ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	48,609.60	
		ROYAL BK SCOTLND	90,000.00	88,093.80	
		STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	54,374.85	
		TELECOM ITALIA	50,000.00	57,123.20	
		THAMES WATER UTIL CAYMAN	60,000.00	65,681.46	
	計		1,548,000.00	1,488,299.75	
	(邦貨換算額)			(167,359,306)	
ユーロ計				6,628,522.49	
(邦貨換算額)				(745,377,353)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	840,000.00	899,698.80	
		UK TREASURY	101,000.00	113,151.31	
		UK TREASURY	12,000.00	13,246.93	
	計		953,000.00	1,026,097.04	
	(邦貨換算額)			(138,092,139)	
	社債券	BARCLAYS BK PLC FRN	100,000.00	79,524.10	
		DIGNITY FINANCE PLC	40,835.45	45,745.50	
		GE CAPITAL UK FUNDING	70,000.00	75,127.50	
		HSBC CAPITAL FDG FRN	60,000.00	62,400.00	
		ROYAL&SUN ALLIANCE FRN	55,000.00	55,114.45	
		SANTANDER FIN PFD	50,000.00	51,363.50	*
		STANDARD LIFE FUNDING	95,000.00	86,716.00	
		UNICREDITO ITAL CAP FRN	100,000.00	73,387.00	
	計		570,835.45	529,378.05	
	(邦貨換算額)			(71,243,697)	
英ポンド計				1,555,475.09	
(邦貨換算額)				(209,335,836)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOVT	2,740,000.00	2,974,571.40	
	計		2,740,000.00	2,974,571.40	
	(邦貨換算額)			(42,417,388)	
ノルウェークローネ計				2,974,571.40	
(邦貨換算額)				(42,417,388)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT	4,770,000.00	4,704,794.10	
	計		4,770,000.00	4,704,794.10	
	(邦貨換算額)			(129,711,173)	
ポーランドズロチ計				4,704,794.10	
(邦貨換算額)				(129,711,173)	
オーストラリアドル	社債券	WESTPAC BANKING	100,000.00	99,083.20	
	計		100,000.00	99,083.20	
	(邦貨換算額)			(7,804,783)	
オーストラリアドル計				99,083.20	
(邦貨換算額)				(7,804,783)	
合計				1,369,780,796	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(1,369,780,796)	

(注) 備考欄の*の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 5銘柄	72.1%	17.2%
	社債券 13銘柄	27.9%	
ユーロ	国債証券 9銘柄	77.5%	54.3%
	社債券 25銘柄	22.5%	
英ポンド	国債証券 3銘柄	66.0%	15.3%
	社債券 8銘柄	34.0%	
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	3.1%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.0%	9.5%
オーストラリアドル	社債券 1銘柄	100.0%	0.6%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「 取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「 取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

平成22年7月末現在

資産総額	624,254,411円
負債総額	28,486,287円
純資産総額(-)	595,768,124円
発行済口数	740,101,477口
1口当たり純資産額(/)	0.8050円
(1万口当たり純資産額)	(8,050円)

L M・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

平成22年7月末現在

資産総額	1,544,304,039円
負債総額	27,325,243円
純資産総額(-)	1,516,978,796円
発行済口数	1,867,798,601口
1口当たり純資産額(/)	0.8122円
(1万口当たり純資産額)	(8,122円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドのすべての受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(2) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(4) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(8)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本文書提出日現在）

資本金の額	1,000百万円
委託会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	78,270株
主な資本金の額の増減	

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2) 平成22年7月末現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	34	1,023,131
合計	34	1,023,131

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
また、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	941,986	866,454
前払費用	30,919	32,747
未収入金	2 229,106	1,225
未収委託者報酬	239,638	374,364
未収運用受託報酬	317,926	823,249
その他未収収益	10,833	3,981
未収利息	93	160
流動資産計	1,770,504	2,102,183
固定資産		
有形固定資産		
	1	1
建物	321,321	300,254
器具備品	134,732	105,731
有形固定資産計	456,054	405,985
無形固定資産		
ソフトウェア	12,151	9,714
無形固定資産計	12,151	9,714
投資その他の資産		
投資有価証券	176,754	190,328
長期差入保証金	148,588	148,245
保険積立金	185,260	203,758
前払年金費用	98,962	96,053
投資その他の資産計	609,566	638,385
固定資産計	1,077,772	1,054,084
資産合計	2,848,277	3,156,268

(単位：千円)

	第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	14,107	11,217
未払金	116,462	549,715
未払手数料	106,282	171,948
未払消費税等	10,180	65,980
その他未払金	-	311,786
未払費用	2 470,972	2 517,125
未払法人税等	8,979	7,536
前受金	17,071	19,222
賞与引当金	110,495	-
流動負債計	738,089	1,104,816
固定負債		
退職給付引当金	184,754	157,575
役員退職慰労引当金	234,895	274,608
固定負債計	419,649	432,183
負債合計	1,157,738	1,537,000
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	464,132	392,862
利益剰余金計	464,132	392,862
株主資本合計	1,690,538	1,619,268
純資産合計	1,690,538	1,619,268
負債・純資産合計	2,848,277	3,156,268

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第12期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		4,871,729		5,067,822
運用受託報酬		742,535		1,487,516
その他営業収益		75,110		44,943
営業収益計		5,689,375		6,600,283
営業費用				
支払手数料		2,203,176		2,364,485
広告宣伝費		66,762		12,679
公告費		1,411		673
調査費		1,724,326		2,443,651
調査費		68,020		52,036
委託調査費		1,655,516		2,390,921
図書費		788		693
委託計算費		69,483		85,731
営業雑経費		139,842		125,649
通信費		43,511		41,239
印刷費		89,435		78,854
協会費		5,898		5,264
諸会費		997		290
営業費用計		4,205,002		5,032,869
一般管理費				
給料		889,002		1,018,288
役員報酬	1	77,942	1	81,614
給料・手当		701,077		704,911
賞与引当金繰入額		109,983		-
賞与		-		231,761
交際費		7,034		3,598
旅費交通費		35,442		18,839
租税公課		18,409		12,806
不動産賃借料		216,615		213,288
退職給付費用		41,949		91,874
役員退職慰労引当金繰入額		21,723		39,712
固定資産減価償却費		53,652		54,062
諸経費	3	246,070	3	219,888
一般管理費計		1,529,898		1,672,359
営業利益又は営業損失()		45,525		104,946

(単位：千円)

	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第12期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
営業外収益				

受取利息		799		1,634
受取配当金		707		775
為替差益		-		35,048
その他		100		17
営業外収益計		1,607		37,476
営業外費用				
為替差損		2,637		-
投資有価証券売却損		141,802		-
営業外費用計		144,440		-
経常利益又は経常損失()		188,359		67,469
特別利益				
事業活動補助受入金	3 4	643,511		-
特別利益計		643,511		-
特別損失				
投資有価証券評価損		7,163		-
特別損失計		7,163		-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		447,987		67,469
法人税、住民税及び事業税	2	3,800	2	3,800
法人税等合計		3,800		3,800
当期純利益又は当期純損失()		444,187		71,269

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	226,405	226,405
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	226,405	226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	19,944	464,132
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	444,187	71,269
当期変動額合計	444,187	71,269
当期末残高	464,132	392,862
株主資本合計		
前期末残高	1,246,350	1,690,538
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	444,187	71,269
当期変動額合計	444,187	71,269
当期末残高	1,690,538	1,619,268
純資産合計		
前期末残高	1,246,350	1,690,538
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	444,187	71,269
当期変動額合計	444,187	71,269
当期末残高	1,690,538	1,619,268

重要な会計方針

項 目	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同 左</p>
2. デリバティブ等の 評価基準及び評価 方法	<p>デリバティブ 為替予約取引 時価法</p>	-
3. 固定資産の減価償 却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通り であります。 建物 12年～18年 器具備品 4～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用 分）については、社内における利 用可能期間（5年）に基づく定額 法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに 充てるため、支給見積額のうち当 期末までの期間に係る部分の金額 を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づ き、当会計期間において発生して いると認められる額を計上してお ります。 なお、退職給付債務は、簡便法（直 近の年金財政計算上の責任準備金 に合理的な調整を加えた額をもっ て退職給付債務とする方法）によ り計算しております。また、適格退 職年金制度については、年金資産 が退職給付債務を超えるため、前 払年金費用を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てる ため、内規に基づく期末要支給額 を計上しております。</p>	<p>(1) -</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づ き、当事業年度において発生して いると認められる額を計上してお ります。 なお、退職給付債務は、簡便法（直 近の年金財政計算上の責任準備金 に合理的な調整を加えた額をもっ て退職給付債務とする方法）によ り計算しております。また、確定給 付年金制度については、年金資産 が退職給付債務を超えるため、前 払年金費用を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。	(1)消費税等の会計処理 同 左
---------------------------	---	---------------------

表示方法の変更

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。</p> <p>前事業年度において「長期性預金」として表示しておりましたものは、当事業年度より「投資有価証券」、「保険積立金」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。</p>	-

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1 固定資産の減価償却累計額 建物 34,197千円 器具備品 50,607千円</p> <p>2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収入金 223,404千円 未払費用 1,048千円</p>	<p>1 固定資産の減価償却累計額 建物 55,265千円 器具備品 80,243千円</p> <p>2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 913千円</p>

(損益計算書関係)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内</p>	<p>1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内</p>

<p>2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。</p> <p>3 関係会社との取引 諸経費 3,953千円 事業活動補助受入金 643,511千円</p> <p>4 事業活動補助受入金は当期の市場や事業環境の急激な変化を受けた結果、その影響を補うために事業活動の補助として親会社から受け入れたものであります。</p>	<p>2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。</p> <p>3 関係会社との取引 諸経費 8,161千円</p>
--	---

(株主資本等変動計算書関係)

第11期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

第12期事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

(リース取引関係)

第11期事業年度 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
-	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 175,792千円 1年超 14,649千円 合計 190,442千円

(金融商品関係)

第12期事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。
 また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
 営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり
 ます。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
 預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先
 の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の
 悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに
 経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が
 外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金
 委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりでありま
 す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注）2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	866,454	866,454	-
(2) 未収委託者報酬	374,364	374,364	-
(3) 未収運用受託報酬	823,249	823,249	-
(4) 投資有価証券	181,043	181,043	-
資産計	2,245,111	2,245,111	-
(1) その他未払金	311,786	311,786	-
(2) 未払手数料	171,948	171,948	-
(3) 未払費用	517,125	517,125	-
負債計	1,000,860	1,000,860	-

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に
 よっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価
 額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券
 関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に
 よっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	866,454	-
未収委託者報酬	374,364	-
未収運用受託報酬	823,249	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	162,320	18,722
合計	2,226,388	18,722

(有価証券関係)

第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)	1. -
売却額 275,411	
売却益の合計額 -	
売却損の合計額 141,802	
2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)	2. -
(1) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	
貸借対照表計上額 9,285	
金銭信託	
貸借対照表計上額 167,469	
(注) 上記非上場株式の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。	

	<p>3. 其他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 181,043千円 取得原価 181,043千円 差額 -</p> <p>(注) 非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「其他有価証券」には含めておりません。</p>
--	---

(デリバティブ取引関係)

第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建其他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 -</p>	-

(退職給付関係)

第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">417,350千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">331,558千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">85,792千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">98,962千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">184,754千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">41,949千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	417,350千円	年金資産	331,558千円	未積立退職給付債務	85,792千円	前払年金費用	98,962千円	退職給付引当金	184,754千円	退職給付費用	41,949千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">448,943千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">387,421千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">61,521千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">96,053千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">157,575千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">91,874千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	448,943千円	年金資産	387,421千円	未積立退職給付債務	61,521千円	前払年金費用	96,053千円	退職給付引当金	157,575千円	退職給付費用	91,874千円
退職給付債務	417,350千円																								
年金資産	331,558千円																								
未積立退職給付債務	85,792千円																								
前払年金費用	98,962千円																								
退職給付引当金	184,754千円																								
退職給付費用	41,949千円																								
退職給付債務	448,943千円																								
年金資産	387,421千円																								
未積立退職給付債務	61,521千円																								
前払年金費用	96,053千円																								
退職給付引当金	157,575千円																								
退職給付費用	91,874千円																								

<p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 割引率 1.3 % 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>	<p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>
--	--

(ストック・オプション等関係)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,953千円</p> <p>2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理しております。</p>	<p>1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 8,161千円</p> <p>2.ストック・オプション等の内容 同左</p>

(税効果会計関係)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																												
<p>1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,048,362</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">44,971</td> </tr> <tr> <td> 役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">95,602</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">75,195</td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td style="text-align: right;">32,767</td> </tr> <tr> <td> 有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">36,920</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用認容</td> <td style="text-align: right;">40,277</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,293,541</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,293,541</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 3px double black;">-</td> </tr> </table> <p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.2</td> </tr> <tr> <td> 住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">44.9</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.8</td> </tr> </table>		千円	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	1,048,362	賞与引当金	44,971	役員退職慰労引当金	95,602	退職給付引当金	75,195	未払費用	32,767	有価証券評価損	36,920	前払年金費用認容	40,277	繰延税金資産小計	1,293,541	評価性引当額	1,293,541	繰延税金資産合計	-		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2	住民税均等割	0.8	評価性引当金	44.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8	<p>1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">336,027</td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td style="text-align: right;">126,897</td> </tr> <tr> <td> 役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">111,765</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">64,133</td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td style="text-align: right;">35,320</td> </tr> <tr> <td> 有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">36,920</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用認容</td> <td style="text-align: right;">39,093</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">671,971</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">671,971</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 3px double black;">-</td> </tr> </table> <p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">15.2</td> </tr> <tr> <td> 住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">5.6</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">25.5</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5.6</td> </tr> </table>		千円	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	336,027	未払金	126,897	役員退職慰労引当金	111,765	退職給付引当金	64,133	未払費用	35,320	有価証券評価損	36,920	前払年金費用認容	39,093	繰延税金資産小計	671,971	評価性引当額	671,971	繰延税金資産合計	-		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	15.2	住民税均等割	5.6	評価性引当金	25.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6
	千円																																																																												
繰延税金資産																																																																													
税務上の繰越欠損金	1,048,362																																																																												
賞与引当金	44,971																																																																												
役員退職慰労引当金	95,602																																																																												
退職給付引当金	75,195																																																																												
未払費用	32,767																																																																												
有価証券評価損	36,920																																																																												
前払年金費用認容	40,277																																																																												
繰延税金資産小計	1,293,541																																																																												
評価性引当額	1,293,541																																																																												
繰延税金資産合計	-																																																																												
	(%)																																																																												
法定実効税率	40.7																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2																																																																												
住民税均等割	0.8																																																																												
評価性引当金	44.9																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8																																																																												
	千円																																																																												
繰延税金資産																																																																													
税務上の繰越欠損金	336,027																																																																												
未払金	126,897																																																																												
役員退職慰労引当金	111,765																																																																												
退職給付引当金	64,133																																																																												
未払費用	35,320																																																																												
有価証券評価損	36,920																																																																												
前払年金費用認容	39,093																																																																												
繰延税金資産小計	671,971																																																																												
評価性引当額	671,971																																																																												
繰延税金資産合計	-																																																																												
	(%)																																																																												
法定実効税率	40.7																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.2																																																																												
住民税均等割	5.6																																																																												
評価性引当金	25.5																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6																																																																												

(関連当事者情報)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 14	持株 会社	被所有 直接 100%	-	事業活動補助受入金の受取 (注1)	千円 643,511	未収入金	千円 223,404
							諸経費の支払 (注2)	3,953	未払費用	1,048

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）事業活動補助受入金は、当社の事業活動に与える影響を勘案の上、親会社と協議の上決定しております。

（注2）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 3,878	その他 未収 収益	千円 222
							委託調査費 の支払 (注1)	544,224	未払 費用	118,058
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 バサディナ	米ドル 500	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 140,049	未払 費用	千円 17,335
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 396,056	未払 費用	千円 95,380
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 40,700	長期 差入 保証金	千円 145,490
									未払 費用	10,405
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 844	未払 費用	千円 844

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・(シンガポール)・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	役員の兼任 サービスの契約 投資顧問契約	諸経費の支払 委託調査費の支払(注1)	千円 18,231 2,826	未払費用	千円 2,946
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	サービスの契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取(注2) 委託調査費の支払(注1)	千円 20,154 88,300	その他未収収益 未払費用	千円 2,808 8,235
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)・リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 10	金融業	-	役員の兼任 サービスの契約	その他営業収益の受取(注2) 委託調査費の支払(注1)	千円 51,077 5,400	その他未収収益 未払費用	千円 7,803 1,557
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注1)	千円 8,384	未払費用	千円 1,230
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	千米ドル 1	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注1)	千円 1,288	未払費用	千円 57
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注1)	千円 193,548	未払費用	千円 60,129
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 27,559	未払費用	千円 9,850
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	-	サービスの契約	諸経費の支払	千円 83,739	未収入金	千円 5,702
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注1)	千円 149,230	未払費用	千円 41,864

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 16	持株 会社	被所有 直接 100%	-	諸経費 の支払 (注1)	千円 8,161	未払 費用	千円 913

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 479,747	未払 費用	千円 37,972
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2) 委託調査費 の支払 (注1)	千円 4,908 50,268	その他 未収 収益 未払 費用	千円 1,483 3,466
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 615,445	未払 費用	千円 66,181
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの 賃借	委託調査費 の支払 (注1) 事務所の 敷金の支払 不動産賃借 料等の支払	千円 43,231 - 206,319	未払 費用 長期 差入 保証金 前払 費用	千円 4,159 145,490 17,336
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 215,960	未払 費用	千円 70,911
同一の親 会社を持 つ会社	レグ・メイソン・ アセット・ マネジメント・ シンガポール・ ピーティーイー・ リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	諸経費の 支払 委託調査費 の支払 (注1)	千円 16,774 1,383	未払 費用	千円 1,520
同一の親 会社を持 つ会社	レグ・メイソン・ インター ナショナル・ エクイティーズ・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2) 委託調査費 の支払 (注1)	千円 9,844 104,796	- 未払 費用	千円 - 9,650

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 12	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 30,191	その他 未収 収益	千円 2,497
							投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	7,366	未払 費用
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 4,253	未払 費用	千円 290
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチュー セッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 421,862	未払 費用	千円 38,168
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン & カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	-	調査費・ 諸経費の 支払	千円 16,794	未払 費用	千円 891
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	-	サービス 契約	諸経費の 支払	千円 62,111	未収 入金	千円 343
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 334,500	未払 費用	千円 162,882

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第12期事業年度 (自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	21,598円80銭	1株当たり純資産額	20,688円24銭
1株当たり当期純利益金額	5,675円07銭	1株当たり当期純損失金額	910円57銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 444,187千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 444,187千円 期中平均株式数 78千株		(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純損失 71,269千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純損失 71,269千円 期中平均株式数 78千株	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 野村信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

平成22年7月末現在 30,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成22年3月末現在 13百万米国ドル（1,127百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年7月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル＝86.70円）によります。）

事業の内容

英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成22年3月末現在 500米国ドル（43千円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年7月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル＝86.70円）によります。）

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(4) 日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成22年3月末現在 10,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

(3) 販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

届出会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」の最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成21年12月25日 臨時報告書

平成22年3月16日 有価証券報告書

平成22年3月16日 有価証券届出書

平成22年3月25日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年8月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）の平成21年12月19日から平成22年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）の平成22年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年8月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の平成21年12月19日から平成22年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の平成22年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年2月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）の平成21年6月19日から平成21年12月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）の平成21年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年2月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の平成21年6月19日から平成21年12月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の平成21年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。